

2025 年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：須高行政事務組合

2026 年 8 月 12 日公表

《職業生活における機会の提供に関する実績》

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	—

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36 年以上	—
31～35 年	—
26～30 年	—
21～25 年	—
16～20 年	—
11～15 年	—
6～10 年	—
1～5 年	—

【説明欄】

- ・ 情報公表の対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測し得るため、公表なし。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	2025 年度
管理的地位にある職員	0.0%

【説明欄】

区分	男性	女性
全職員	3	1
うち管理的地位にある職員	1	0
割合	33.3%	0.0%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	2025 年度
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	0.0%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

【説明欄】

区分	男性	女性
全職員	3	1
うち本庁部局長・次長相当職	1（兼務）	0
うち本庁課長相当職	1（兼務）	0
うち本庁課長補佐相当職	0	0
うち本庁係長相当職	0	0

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	計	うち女性	女性割合
常勤職員	0	0	—
非常勤職員及び臨時的に 任用された職員	2	1	50.0%
合計	2	1	50.0%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

I 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	2025 年度
男性	100.0%
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	2025 年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	100.0%	—	—	—
1 月超 3 月以下	—	—	—	—
3 月超 6 月以下	—	—	—	—
6 月超 9 月以下	—	—	—	—
9 月超 12 月以下	—	—	—	—
12 月超 24 月以下	—	—	—	—
24 月超	—	—	—	—

【説明欄】

・ 取得対象者がいない区分については、公表なし。

Ⅱ 男性職員の配偶者出産休暇（２日）及び育児参加のための休暇（５日）の取得率並びに合計取得日数の分布状況

区分	2025 年度
配偶者出産休暇取得率	100.0%
育児参加のための休暇の取得率	100.0%
合計取得率	100.0%

区分	2025 年度
合わせて５日以上の休暇を取得した職員の割合	100.0%
平均取得日数	7.0 日

Ⅲ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	2025 年度
常勤職員	5.5 時間／月
会計年度任用職員	2.5 時間／月